

2016年11月14日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

日本共産党島根県委員会
委員長 後藤勝彦

国民健康保険の再建・改革を求める申し入れ

安倍政権は2015年、「国保の都道府県化」を含む「医療保険制度改革法」を可決しました。しかし、その内容は、住民負担増、徴収強化、給付費削減という従来の国保行政の強化策でしかありません。

「国保の都道府県化」は、市町村が独自に決めていた保険料（税）を「平準化」させることなどを通じて、住民に保険料の負担増や保険料徴収の強化をもたらす仕組みになっています。都道府県に「医療費抑制」を強引にすすめる計画をつくらせ“司令塔”の役割まで担わせようとしています。

高すぎる国保料（税）が払えず、滞納世帯が続出している「国保の構造的危機」を解決するには、「都道府県化」は逆行そのものです。

国庫負担の引き上げによる国保料（税）の引き下げ、国保証の取り上げ、機械的な差し押さえの中止、貧困打開による制度の再建など、抜本的改革をすすめる立場から、下記事項を要望します。

記

1. 国庫負担を大幅に引き上げ、国保料（税）を抜本的に引き下げること。
2. 保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げを中止すること。
3. 無慈悲で強権的な差し押さえは中止すること。
4. 市町村による一般会計繰入や都道府県の独自財源投入など、住民の負担軽減をはかる自治体の努力を推進・応援すること。
5. 国保法第44条に基づく、窓口負担の減免制度の改善・拡充をはかること。